

千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業実施要綱を廃止する要綱

千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による廃止前の千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第7条の規定による認定証の交付を受けている者については、旧要綱の規定はこの要綱施行後も、令和9年3月31日までその効力を有する。
- 3 千葉市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱（以下「小児慢性実施要項」という）第7条の規定による受給者証の交付を受けている者のうち、更新の申請で小児慢性実施要綱第3条第3項の基準に該当せず、旧要綱の対象者として認定された者については、旧要綱の規定はこの要綱施行後も、令和9年3月31日までその効力を有する。
- 4 小児慢性実施要綱第7条の規定による受給者証の交付を受けている者のうち、慢性腎疾患に係る対象者が20歳到達時点において当該疾病の治療を受けており、かつ、20歳到達後も引き続き当該疾病の治療が必要と認められる場合にあっては、旧要綱の規定はこの要綱施行後も、令和9年3月31日までその効力を有する。